

○ 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（経営基盤強化計画の認定の申請及び認定）            第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。</p> <p>4 「略」</p> <p>（認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定）            第六条 「略」</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更に係る認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定</p>	<p>（経営基盤強化計画の認定の申請及び認定）            第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。</p> <p>4 「同上」</p> <p>（認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定）            第六条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更に係る認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定</p>

<p>6 「略」</p> <p>に係る申請書の正本に記名し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。</p>	<p>6 「同上」</p> <p>に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

様式第一から様式第四まで中「五」を削る。